

四 發行方法	三 用振替法の適	二 の法律発行項及び根拠	一 令第 行条件等を次 年六月十六日 とおり告 りに發行 する。政 府短期債 券規則へ平 成十一に基 づき、大藏 省の成
を場で競争う札価振の以律社七百第一法会百資十財定特あ争入。別つ入札に参て札発も加、と行の者財同一にご務時といよと大にいるに臣行。発応がわ。行募各れ及。限國るび価一限の以度債入価格とる。その下額市札格競い入	格替適下へ債条三四項律計号資四政 用機用「振替法」による競争は受けけるも競争て行とし。札わする。その定。	國庫短期財務証券大臣麻生太郎 短期債券規則へ平成十一年に基づき、大藏省の成	行条件等を次年六月十六日とおり告りに發行する。政 府短期債券規則へ平成十一年に基づき、大藏省の成

八	七	六	五
口 イ	口 イ	口 イ	方 募
額 最	払	發	
低 行 争 非 者 特 国 入 價	込 行 争 非 者 特 国 入 價	行 争 非 者 特 国	入 價 法 入
額 入 價 ・ 別 債 札 格	入 價 ・ 別 債 札 格 行	入 價 ・ 別 債	札 格 決
面 札 格 第 参 市 発 競 金	札 格 第 参 市 発 競	札 格 第 参 市	發 競 定
金 發 競 I 加 場 行 争 額	發 競 I 加 場 行 争 額	發 競 I 加 場	行 争 の
千 六 四 万 五	額 億 額	込 募 各 当 も 各	価 一
万 千 千 八 兆	面 四 面	み 限 国 て の 申	格 国
円 四 千 二	金 千 金	の 度 債 る か 込	競 債
百 四 千	額 万 額	応 額 市 。 ら み	争 市
九 百 二	で 円 で	募 の 場 そ の	入 場
億 円 百	四 五	額 範 特 の う	札 特
二 八	千 兆	を 圏 別 応 ち	発 別
千 十	四 二	割 内 参 募 応	行 参
七 億	百 千	り に 加 額 募	「 加
百 八	十 億	当 お 者 を 價	と 者
六 千	百 二	て い ご 順 格	い 。
十 四	億 円	る て と 次 の	う 第
七 十	八 十	。 各 の 割 高	。 I
万 二	九	申 応 り い	非

十 六	十 五	十 四	十 三	十 二	口	イ 一	十 九	十 八	九 振 替 単 位
払 者	入 場	元 償		償 行	争 非	者 特	国 入	価 発	
込 期 日	札 参 加	所 支 払	償 額	還 期 限	入 価 ・ 札 格 競	債 別 第 參 市 I	價 札 格 競 場	行 行 競 価 格	
平 成 二十 五年 十二 月 十 六 日	財 務 大 臣 か ら 通 知 つ き を 受 け た 者	日 本 銀 行 額 を 百 円 に う 、 期 つ 。 そ が 月 の 銀 百 円 業 業 日 に	額 面 金 額 を 支 き 償 は と 、 し 、 と 六 年 三 月 二 年 六 月 四 日 に	償 當 還 た だ 成 金 る し 六 年 三 月 二 年 十 四 日 に	た 成 金 る し 十 四 日 に	平 成 大 額 百 厘 百 六 毛 以 九 十 九 九	額 面 金 募 錢 百 五 毛 上 九 十 九 九	額 面 金 行 競 價 格 行 競 格 格	額 の 面 金 額 の 記 錢 金 額 百 五 年 毛 以 九 十 九 九
									の 記 錢 金 額 百 五 年 毛 以 九 十 九 九
									の 記 錢 金 額 百 五 年 毛 以 九 十 九 九